

税務職員必携

地方税法の読み方・基礎用語



公益財団法人 東京税務協会

税務職員必携

地方税法の読み方・基礎用語

《税務職員必携》

地方税法の読み方・基礎用語

改訂版の出版に当たって

当協会では、既刊の在庫が僅少となり、増刷をするに際し、これを全面的に改めることにしました。

改訂に当たっては、「地方税法の読み方」を充実させることに努めました。法令の用語だけではなく、地方税法の特色、法令の構成、法令における漢字使用等についても解説をして、地方税法そのものに興味を持っていただけるよう工夫をしました。

本書が、旧版と同様、全国の地方税担当職員によって利用され、各地方団体における税務事務のレベルアップに寄与できることを願つてやみません。

令和6年4月

(公財) 東京税務協会

凡 例

本書中、()内において付記している法令名の略称等は、次のとおりです。

(1) 法令の略称

地方税法…「法」

地方税法本法附則…「本法附則」

地方税法施行令…「令」

(2) 略符号

条文番号は1. 2. 3、項番号は①. ②. ③、号番号は一. 二. 三

【例】 地方税法第一条第一項第二号 …… 法1①二

目次

第1章 地方税法の読み方	
第1 地方税法の特色	
1 地方税の性質	1
2 地方税法と税務条例	3
3 地方団体、地方団体の長、地方団体の徴収金	7
4 地方団体が課することができる税目	9
5 地方税法の歴史（昭和34年頃まで）	12
第2 法令の構成	
1 法令の種類	18
2 法律の成立等、題名、法律番号	24
3 本法と改正法、本則と附則	25
4 条文の構造	26
第3 法令における漢字使用等	
1 漢字使用について	28
2 送り仮名の付け方	32
3 その他	33
第4 法令の用語	34～72
第2章 基礎用語	73～100

※第1章の「第4 法令の用語」及び第2章「基礎用語」の細目次は
それぞれの解説の冒頭に記してあります。

第1章 [地方税法の読み方]

第1 地方税法の特色

1 地方税の性質

国税の主要税目には、法人税、所得税、相続税・贈与税、消費税や酒税があります。法人税、所得税、相続税・贈与税は所得に対して課する税目です。国の所得課税は、負担能力のある者に課税すること、すなわち「応能原則」という考え方方が強いとされています。そして、個人の所得の再分配等も目的とされています。このため、個人の所得に課される所得税や相続税・贈与税の税率は累進税率が採用され所得の高い者ほど税率が高いのです。

一方、地方税は、国税の税負担についての基本的考え方とは少し異なっています。自治行政の目的は、地域社会における生活環境の整備、教育福祉、地域経済の活性化、文化活動の支援など多岐にわたっています。これらの行政施策につき、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、自主的かつ総合的に実施しなければならないものとされています（地方自治法1の2①）。

【地方自治法第1条の2（地方公共団体の役割、国と地方公共団体の役割分担の原則等）】

第1項 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第2項 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政ができる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう

にしなければならない。

こうした自治行政の目的から、地方税の租税負担についての基本的な考え方、すなわち「地方税原則」には次のようなものがあるとされています。

- 十分性と普遍性の原則
- 安定性と伸張性の原則
- 伸縮性と自主性の原則
- 応益性と負担分任性の原則

これらの課税原則は理念的、抽象的なものなのですが、中でも、「応益原則」と「負担分任原則」は地方税の税負担のあり方の基本的な考え方をよく表わしています。要するに、地方団体の行政活動は、地域住民の日常生活と結び付いたサービス行政が多いため、地方税は受益との関係を重視すること、また、できるだけ多くの住民に負担してもらうことが望ましいという考え方です。地方自治法も、次のように規定しています。

【地方自治法第10条（住民の意義、権利義務）】

第1項 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

第2項 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

このため、地方税には、固定資産税、自動車税、軽自動車税などのように、所得や収入に関係なく課税される応益税や物税の多いことが特徴となっています。また、「所得」を課税客体とする住民税についても、均等割が課税されること、税率は一定税率であること、所得控除が所得税と比較すると小さいこと（人的控除は全て小さい。）など地方税の課税原則を反映した特質を有しております、国の所得税とは異なった仕組みとなっています。

一方、負担分任原則は、地方自治の趣旨に鑑み、できるだけ多くの

住民に税を負担してもらうということですから、地方税は、一件当たりの税額は比較的小さいものの件数が大量となること、そして、毎年度、一定額の税が反復継続して課税されるということが特徴となっています。

こうした税目は、景気変動に左右されにくく安定した税収を確保できるという長所がある反面、一度滞納が発生すると反復継続的になりやすいという問題点もあります。

2 地方税法と税務条例

地方自治は憲法により保障されています（日本国憲法第8章）。地方自治が機能するためには、その行政活動の財政的裏付けとして財源を必要とします。この財源については、地方自治体が自らの判断により確保し得る権能を持つこと、すなわち財政自主権が必要です。その財源の中心となるのは、いうまでもなく租税（地方税）であり、課税自主権が保障されなければなりません。したがって、地方税の課税の直接的な根拠は地方公共団体の定める条例にあると考えるべきです。

しかし、租税は経済取引に影響を及ぼします。また、国民は、地方税のほかにも国税を負担するので、国税と地方税との間の秩序立った財源配分も必要です。さらに、地方公共団体間における住民の租税負担の均衡等も考慮する必要があります。そこで、地方自治法及び地方税法は、地方税法と条例の関係について、次のように定め、地方団体は、地方税法の定める範囲内において、自ら条例を定め、地方税を賦課徴収するものとしているのです。

したがって、地方税法という法律は、国との関係を定めた規定や刑事罰を定めた規定等一部の規定を除き、地方団体が定める税務条例の枠法でありかつ準拠法（又は標準法）という性格の法律とされています。地方団体の税務条例の制定権に枠をはめる、すなわち地方団体自身を拘束している法律なのです。この点において国税の法人税法や所得税法等とはその性格を異にしています。

下級審の判例ですが、第二次納税義務の納付告知処分は、地方税法ではなく地方団体の条例に根拠を有するものであると判示したものがあります（平成28年12月20日東京地方裁判所民事第2部判決

「平成27年（行ウ）第525号」。

【地方自治法第223条（地方税）】 ※第9章財務 第3節収入
普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

【法第2条（地方団体の課税権）】

地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

【法第3条（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）】

第1項 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第2項 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

ただし、地方税法は、地方税の賦課徴収について条例で定めなければならないとしていますが、実際、地方団体は、地方税法が規定しているもの全てを条例に規定しているわけではなく、主要な事項と地方税法が条例の定めるところによらしめている事項（例えば、固定資産税の税率、納期、減免に関する規定等）のみを定め、その他の規定は地方税法の定めるところによるものとしています（※）。

一般的には、「市（町・村）税条例（準則）（昭和29年5月14日自己市発第20号）」等に従い、税務条例の第1条に次のような規定を置いています。したがって、地方税法と同内容の規定を、直接、税務条例に設けなかったとしても、国との関係を定める規定や刑事罰を定める規定等地方税法が直接効力を有する一部の規定を除き、この条例第1条によって地方税法の規定が税務条例に読み込まれることになります。

【税条例（準則）第1条（課税の根拠）】

市（町・村）税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定があるものの外、この条例の定めるところによる。

※) 総務省通知「地方税法の施行に関する取扱いについて」（道府県税関係、市町村税関係）においては、次のように取り扱うものとしています。

『第1章 一般的事項』

第1節 通則

1 賦課徴収に関する規定の形式

(2) 条例の制定に当たっては、法律が条例の定めるところによることとしている事項及び法律が地方団体に選択的判断を許容している事項のみならず、法律、政令及び規則において明確に規定され、各地方団体ごとの選択判断の余地のないものについても、住民の理解のうえで最少限度必要なものにあっては、**重複をいとわず総合的に規定することが適当であること。**
(法3)』

参考 変則的な地方税法の項目の構成

地方税法の項目の並び方は少し変則的です。延滞金の徴収と免除、督促、滞納処分の規定など同じ規定が各税目の規定ごとにセットされています。同じ規定であれば、総則にまとめればよいのでは…? との疑問が生じます。「地方税法第16節 犯則事件の調査及び処分」もかつては各税目ごとに規定が置かれていました。しかし、平成29年改正の際に、「第1章 総則」に移されました。では、地方税法がこのような項目の構成を採用した理由は何なのでしょうか。現行の地方税法が制定されたのは、昭和25年7月です。当時、日本は連合軍(GHQ)の占領下にありました。変則的な項目の構成は、このことと関係しているようです。

下記の総務省通知【地方税法の施行に関する取扱いについて
一般的事項 第1節 通則 1 賦課徴収に関する規定の形式】

の（1）は、「資料」を読むと合点が行きます。

記

【地方税法の施行に関する取扱いについて 総務省通知⇒都道府県・市町村】

第1章 一般的事項 第1節 通則 1 賦課徴収に関する規定の形式

（1）地方税法（以下「法」という。）は、各税目ごとに課税客体、納税義務者又は特別徴収義務者、課税標準、税率、賦課期日、納期、納付又は納入の方法及びそれらの手続、罰則その他の制裁規定、滞納処分の手続、犯則取締り等**賦課徴収に関する規定を網羅的に規定しているが、これは納税者にわかりやすいものとし**、その協力を得ることによって税務行政の円滑な運営を図ろうとする趣旨によるものであること。

（2）～（4）…略…

資料

【昭和60年10月25日発行「日本地方税制史」著者丸山高満 P414】

『GHQとの折衝 地方自治庁では、このような問題点について各方面と調整作業を行う一方、当時は、まだ、すべてGHQのオーケーが必要でしたので、総司令部の経済科学局歳入課との折衝も行いました。総司令部はシャウプ勧告の完全実施を考えており、しかもわが国の実情との調整を考慮するだけの能力を欠いていました。例えば、法案の体裁にしても、自治庁案は、従前の地方税法とほぼ同様の構成としていましたが、総司令部はこれに強い不満を示し、英米流の税法の書き方に則って、法案の書き方を税目ごとに並べ直し、税目ごとに総則規定や税率を網羅するよう指示してきました。その方が府県や市町村が採用しやすく、納税者である住民にも理解しやすいというのが理由でした。その必要はないと主張したようですが、総司令部の強硬な主張で押し切られました。

また、固定資産税が米国の制度をモデルとしていたため、ドイ